

お知らせ

Information

今月の住民課窓口休日開庁日

問 住 民 課
☎ 823-9205
☎ 823-9627

今月の休日開庁日◆6月14日(土)

開庁時間◆8時30分～17時15分

業務内容◆住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付(受領証持参)

※転入・転出、転居などの住民票の異動や旅券(パスポート)の発給申請などの受け付けはできません。

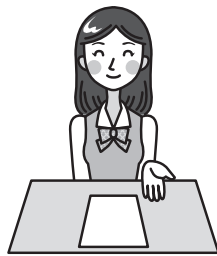
※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

海田東公民館

証明書発行コーナー開設中

問 住 民 課
☎ 823-9205
☎ 823-9627

開設日時◆毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分



所得の申告をお願いします

問 税 務 課
☎ 823-9204
☎ 823-9627

国民健康保険の加入者、またはその世帯主の前年所得が不明の場合、世帯主へ「国民健康保険税賦課に関する所得調査について」という調査票を6月上旬に送付します。調査票が届いた人は6月末までに必ず申告をお願いします。

※世帯主本人が国民健康保険に加入していても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。

○所得のない人(給与・アルバイト収入が年間65万円以下の人を含む)は、同封の調査票に記入・押印のうえ、返送してください。

○所得のある人(給与・アルバイト収入が年間65万円を超える人)は、次のものを持って税務課窓口で申告してください。

・平成25年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)

・社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書

申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、多額に医療費を支払った

6月は環境月間

みんなの力で地球を救おう！

問 生 活 安 全 課
☎ 823-9208
☎ 823-7927

6月は環境月間です。日常生活の身近なところからできることを始めて、環境にやさしいまちづくりを進めてみませんか。

○買い物の際には、過剰包装やレジ袋を避け、マイバッグを持参する。

○フリーマーケットやリサイクルショップを積極的に利用する。

○「使い捨て」の概念をなくし、「ゴミも資源」という認識を持ち、ゴミの分別やリサイクルを推進する。

○クールビズなどで体感温度を下

げ、冷房の温度を高めに設定する。環境問題は、私たちに課せられた身近な問題です。環境問題を解決していくためには、毎日の暮らしのなかで私たちが環境に配慮した行動を心がけ、実践することが大切です。環境のことを考えて、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直すことが大切です。

「ひろしま環境の日」
(毎月第1土曜日)

一斉に取り組む
実践行動

6月7日(土)

買い物にはマイバッグ
を持参しよう！
～6月は
環境月間！～

6月は土砂災害防止月間

問 生 活 安 全 課
☎ 823-9208
☎ 823-7927

梅雨の季節になると、雨が続いて地盤が緩み、がけ崩れなどの災害が発生しやすいくなります。身の回りを再確認しておきましょう。

【確認しておきたいこと】

○家周り

・雨どいや水路のごみを取り除き、水はけを良くしましょう。

・外壁などにひび割れがあれば補修しましょう。

○非常用持ち出し品

・携帯ラジオや懐中電灯の電池の残量の確認をしましょう。

・非常食(乾パン、缶詰、ミネラルウォーターなど)の賞味期限の確認をしましょう。

・いつでも持ち出せるように、非常持ち出し袋などにまとめておきましょう。

【雨が降り始めたら】

○気象情報に注意しましょう。

○川の水位、斜面の状態など周囲の状況に注意しましょう。

○近年、狭い地域に短時間で驚異的な雨量をもたらす局地的豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による水害が多発しています。これまで以上の注意が必要です。



「広島県防災 WEB」
QR コード

○携帯電話から気象情報などが確認できます。

事業主(給与支払者)・従業員(納税義務者)の皆さんへ個人住民税(町・県民税)は特別徴収で納めましょう

問 税 務 課 収 税 対 策 室
☎ 823-9226
☎ 823-9627

県と市町では、個人住民税特別徴収の適正化に取り組んでいます。

●特別徴収とは

事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員に代わって町へ納入する制度です。事業主には特別徴収義務者として、原則すべての従業員(パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含む)について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

事業主には所得税のように税額計算や年末調整をする手間はかかりません。町が税額計算を行い、事業主に対し、従業員ごとの税額をあらかじめ通知します。

●従業員のメリット

・金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。

・特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収(個人での納付)に比べて1回あたりの負担が少なくて済みます。

お詫びと訂正

広報かいた5月号の「後期高齢者医療保険料率等改定のお知らせ」について「年間保険料の比較例」の中で誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

1人世帯で公的年金収入が211万円(他の収入なし)の場合

25年度 誤 59,203円
正 67,950円

26年度 誤 59,702円
正 59,672円

比較 誤 499円増
正 8,278円減

2人世帯で、2人とも後期高齢者医療制度に加入している場合

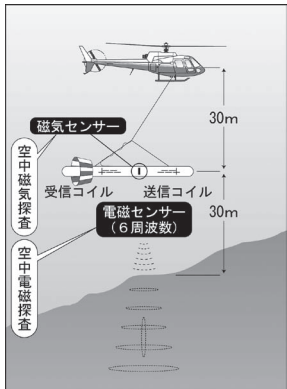
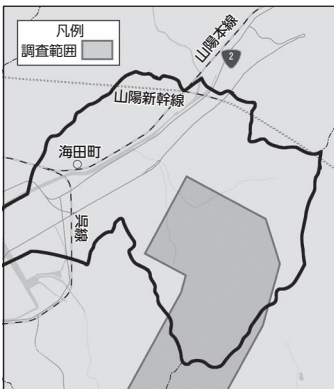
2人世帯で公的年金収入が夫・168万円(他の収入なし)

妻・80万円(他の収入なし)の場合の妻の平成25年度と平成26年度の比較

誤「比較 46円増」
正「比較 44円増」

寄せられた善意

◎海田町の福祉のため
金一封
☆青木 清晴



調査予定期間◆6月下旬～8月上旬の天気候が安定している日

調査箇所◆海田町南東部

海田町議会の
開会

問 議 会 事 務 局
☎ 823-9218
(FAX 兼用)

6月の定例議会は、3日(火)9時から、議場(役場3階)で開会予定です。